

入善町

議会だより

No. 7

発行者

富山県入善町議会

TEL 0765-72-1100

| | |
|----|---------------|
| 発行 | 入善町議会議長 長島啓太郎 |
| 編集 | 入善町議会だより編集委員会 |
| 印刷 | 池原印刷所 |



施設の審査のため視察する決算特別委員(上原保育所)

豊かな環境づくり

野中保育所、フラワー公園など

第十五回

入善町議会臨時会

(昭和五十年八月一日)

- 野中保育所改築工事
- 工事請負契約など議決

(町長提案)

- 報告第三号昭和四十九年度入善町施設費繰越計算に関する報告
- 翌年度運次繰越額

(議員・陳情)

- 県営土地改良(圃場整備)事業に伴う字の区域の変更

(請願・陳情)

- 請願第十号ないし請願第十四号の五件及び陳情第五号ないし陳情第六号の二件(議会だより66参照)は何れも閉会中所管の常任委員会に付託審査の結果、委員長報告の通り採択と決定いたしました。

(請願第十五号町道の舗装について)

- 請願(上田上飯野線)提出者(上野第三区区長島瀬広松、本臨時会に提案採決の結果採択することに決しました。

(請願第十六号町道横山、門山新

- 工事請負契約予算(第一号)
- 三百十八万四千円を追加し、子算総額五億五千七百九十八万四千円とする

(請願第十七号町道横山、門山新

- 工事請負正予算(第一号)
- 一千五百十七万六千円を追加し、子算総額五億五千七百九十八万四千円とする

(請願第十八号水路改修に関する

- 請願(舟見地区)
- 提出者(舟見地区区長会長小森直孝外二名)

(請願第十九号道路の舗装について)

- 請願(青木地区)
- 提出者(青木上村区長岩田勝良外九名)

(請願第二十号町道春日、荒又線

- 工事請負契約の相手方株式会社杜作組

(請願第五十九号町道路線の認定)

- 契約金額一千九百五十万円

(請願第五十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十一号昭和五十年度入

- 善町一般会計補正予算(第一号)

(請願第五十二号昭和五十年度入

- 善町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

(請願第五十三号昭和五十年度入

- 善町分譲宅地特別会計補正予算(第一号)

(請願第五十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十五号字の区域の変更)

- 工事請負契約など議決

(請願第五十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第七十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第八十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第九十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第二十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第三十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第四十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十四号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十五号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十六号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十七号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十八号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第五十九号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十一号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十二号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

(請願第六十三号工事請負契約について)

- 工事請負正予算(第一号)

活発な論戦で町政を問う

一般質問



島 議員

財政運営の方針を示せ

① 激変する経済の中での確かな歳入の把握は至難な業であり、議会もその状況の変化を考慮しながら減額補正を認めたのであります。国税三税の減収に伴い交付税の増額は見込まれないと新聞は報道しているが、負担分の財源がなければ起債を認める。又法人税の減収に補転債を認めるといつた、いわゆる借金を許すということである。こうした、国の施策が入善町にどう影響をもたらすのか。又自主財源の少ない本町においては常に依存財源に期待しているが、これなどをどのように研究しておられるか。

② 最近の新聞等において、三町合併問題が云々されており、宇奈月町と黒部市との関係、組合立中学校問題、宇奈月、朝日両町境界問題等解決されるものもあり、又スーパー農道完成後は非常に変つて来ると思うが町長の構想を聞きたい。

③ 入善港の浚渫に悩まされて、いるが東突堤が進長しない限り漁港の価値がない。こうした諸問題や漁港の将来をどのように考えておられるか伺いたい。

町長 ① 交付税、第四次景気策等についての質問ですが結論は絶対に赤字を出さないことです。困難な財政運営はまぬがれない事態であり、國の方針も流動的でありはつきりしないが出来うる限り把握につとめ執行にあたりたい。公債費の比率は五〇年度六・九二%となり、財政的に健全であり心配はいらない。人件費の町平均比率は二六・九%で本町は二九・三%であり、人勤については七、三〇〇万を見込み予備費四、五〇

○万予算措置済で不足分二、八〇〇万補正しなければならないと思う。交付税の落込は二、一〇〇〇万

であり、國に全額交付を強く要望していただきたい。県の公共事業については国が起債のかたちでの措置をしようとしているので県の受入の意志が決定したわけで、町村段階は決まっておりませんが町には国、県の事業が行われると思う。勿論先取策を考え、配分があれば一つでもやつていただきたい。

② 合併については、私は一〇万都市の適正自治体行政にしたいと思ふ。色々な問題がありますが、合併すれば全部解決すると思う。又新幹線の駅も出来るであろう。対等合併でいいたいが、三町合併は議会の議決で決まるので私も今後この種の研究をしていきたい。

③ 浚渫について困難をきわめて

いる。計画変更も認めてもらい、東防波堤二〇メートル延長、防砂堤も二〇メートル新設してもらいたいと考えている。第五次見直し計画の中でこれら等を強く要望している。水産庁は非常に好意的であり、続けて見直をしてもらいたい。東突堤の延長した

農家経営の見直しをせよ



本田 議員

町長 ① 入善町は水資源が豊富であると申しますものの多目的に利用され需要が大巾に伸びてきた。幸い通産省より、黒部川水系工業用水の適性化調査の指定をうけるよう働きかけている。これらを基礎として、生活、工業、農業用水等を中心としたながら水資源の計画を樹立して産業振興を図っていくたい。建設省が別の見地から予備調査を進めているが黒部の水資源は先祖から受け継いだ権利を強く堅

持していくべきだ。

朝日発電については何の話も聞いていない。建設的意見を聞きながら推移を見きわめ水資源の確保につとめた。

② 入善町の基幹産業は農業でも早く完了し機械の導入も良い意味での先進地となっている。又農業団体の活動指導などの町よりも進んでいると思う。唯し、農業經營は個々の問題でありますので、中核農業育成の中でも特に農家経営の組織を強め、當農資金、後継者育成に努め他産業との均衡を保つよう指導していきたい。たしかに無駄な導入があると思う。受託の場合一〇アール当たり一万円で刈り取りが出来るのに一ヘクタールの農家が一二〇万のコンバインを買入れた場合一〇アール当たりの原価償却だけで二万四千円かかります。こうした事例を説明しているがわかつてもらえないのが残念である。



浜田 議員

運用について

先般今年度奨学資金として一二〇円の多額のご寄付を賜り、山

(5)

① 地方交付税の落込みにより今年の歳入の見通しはどうなのか。又人助について完全実施が出来るのか。政府は八、〇〇億の公共事業費を見ているが町のモデル事業の期待と、県の配分は四四億で完全消化に難儀しているが、町に対する影響はどうなのか所信を伺いたい。

② 除雪対策に伴う民間協力体制

除雪対策と民間協力体制を伺いたい



福泥頭

本正輔先生のこの好意に対し衷心より感謝申し上げます。

教育の向上と生徒諸君が一層勉学に精進し、立派な青少年が育英されることを願つて止みません。したがいまして貴重な奨学資金が有効適切に運用されることを要望すると同時に現在この資金がどのようない方法で運用されているのかお伺いいたします。

けております。高校の場合一ヶ月額は〇〇円で少ない金額ですので返済しなくてもよいのです。明年から三〇〇円に増額したい。田山本先生からの育英奨学金は大学生に貸付するもので無利子で貸付し、二〇〇年償還。昨年は月額一二、五〇〇円でしたが本年から一六、〇〇〇円に引き上げた。毎年四月庄報を通じて希望者を募っている。現在貸付者は四名です。

週休二日制について



金田謙昌

③ 三町合併と朝日発電とはおのずから問題は別です。私は今の庄域圏行政の中ではやはり自治体行 政上人口一〇〇万の効率のたかいものにしたい。合併については議会の議決が必要であり充分相談していきたい。国内資源の見直しは本 力と石炭であり、見直し開発に通産省、県等、水利権をもちます建設省等が大きな要素を持ちますが住民には大きな発言権もありますので地域住民を無視することは出来ない。この種の問題に入善町は最も大きな要素を持っておりまますので慎重にことを進めていきたい。

の強化並びに西中通学路除雪計画を伺いたい。

○○○門に引上げた。毎年四月庄報を通じて希望者を募っている。
現在貸付者は四名です。

週休二日制について

町長 ①町財政問題については先の答弁の通りでありますので省略させていただきます。

において特別職や議員報酬等のカットを実施しているが、これらについて当局はどのような考え方をもっているか伺いたい。

③ 地方自治体の週休二日制について町長の考えを聞きたく

② 県が五%のカットをしたがまつとはかになすべき事があるはづだ。私感だが例えば県の人事管理等をきびしくすべきだ。カットの声があればそれでもよいし、あるいはたんなるスタンダードブレーの話ならそれでよい。それよりも人事管理に意をもいたい。

③ 結論からして現段階では週休二日制はやりません。この種の問題

② 昨年度議決された請願、陳情の件数及びそのうち執行された件数は何件か。又執行された状態が住民の要望に答えたかが問題であり、それなりに予算が伴うが不況と云う名のもとに行政水準の低下や、福祉行政に遺憾なきよう住宅サイドにたって、現在の路線を変更することなく一段の努力を期待するが当局の考え方を聞きたい。

議決した請願、陳情の執行はどうなつてゐるか

議決した請願、陳情の執行はどうなつてゐるか



岩場測量

② 請願、陳情は四八件、うち執行済は三三件、执行率六八・七%、未執行の理由として①補助事業に伴い五〇年度以降に組入れられるもの、②緊急度の比較的低いもの、③町単独で処理できるもので今年度以降において計画的に逐次対処していくべきだ。不況と云う名のもとに行政水準、福祉行政の低下等は決してない、充分配慮していく。



期待される除雪対策

柏原議員は昨年十二月体調が思わしくなく高岡市民病院に入院され、四月退院後家庭療養に専念されておられましたがその甲斐なく、去る八月二日午後十一時五十分家族に見守られてご逝去なさいました。享年六十三歳

氏は資性温厚にしてまた情誼に厚く地元の方々に信望があり、為に昭和三十二年十月衆議院議員に當選され、爾來十三年十ヶ月の永



柏原三郎議員ニ浙去

議會用語

地方公共団体の議会は定期に招集される定例会と、必要がある場合に事件をかぎって招集される臨時会とがある。定例会は、付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される会議である。定例会の招集回数は、毎年四回以内において条例で定める回数である。(入善町議会の定例会の回数は、年四回とする。) 入善町議会の定例会は、毎年三月、六月、九月及び十二月に招集する。(入善町条例) 每年とは、暦年(一月一日から十二月三十一日まで)であつて会計年度の意味ではない。

年とは、暦年（二月一日から十二月三十一日まで）であつて会計年度の意味ではない。

「善戦むなしく」

十一月十七日無津市常グラウンドに於いて、新川広域圏関係市町議会議員ソフトボーラー大会が行なわれました。第一回戦強豪魚津市議会議員と対戦し、九対八で惜しくも敗れ

議会だより第七号をお届けいたしま
す。夜ながを議会だよりでおすごし下
さい。皆様のご意見、ご希望をお
待ちしております。



練習にはげむ議会チーム

昭和50年産米の政府買い入れ 基準数量の枠拡大についての 意見書

本年水稻作柄は、好天と地力増強、病虫害防除の徹底などから、有史以来の好況となり、作況指数は 107 パーセント以上が見込まれる。

国际的食糧危機の背景や我が国食糧の自給率向上と確保の見地から、昭和50年産米の政府買い入れ基準数量のワクを拡大し併せて農民の生産意欲向上に努力せられんことを要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定にもとづいて意見書を提供します。

昭和50年9月27日

入善町議会



提案理由

(今年の米の生産数量は、稲作りの進歩と好天に恵まれ本町としても相当量の政府買い入れ予約限度数量を上回ることが予想され、農民は政府買い入れ枠拡大を望んでいる。食糧管理制度堅持するためにも政府買い入れ限度数量を大幅に増やし、農民に不安を与えないよう措置されるよう、国に強く要望するものである。)